

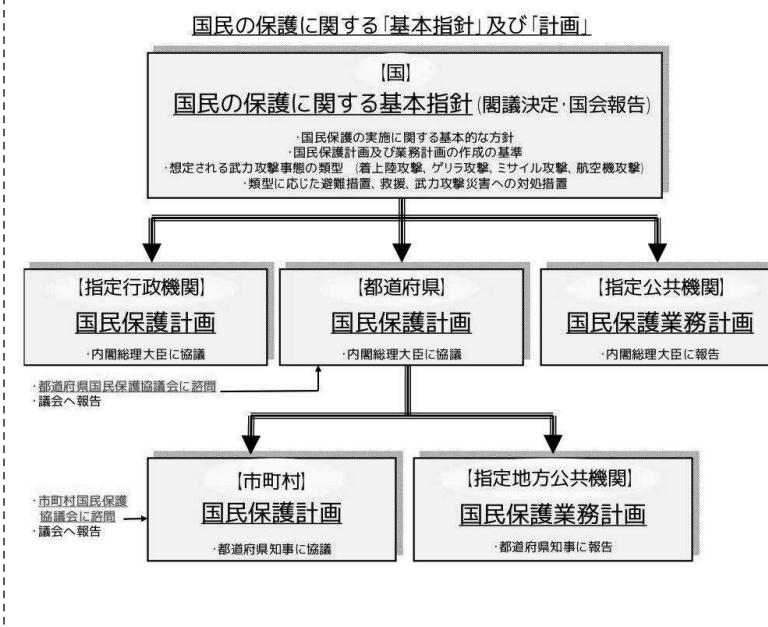
南あわじ市国民保護計画（令和元年度案）の主な変更内容

◎趣旨

南あわじ市では、武力攻撃や大規模テロ等の事態が発生した際に、国・兵庫県等と連携・協力して住民の避難や救援、被害の最小化などの保護措置（以下「国民保護措置」という。）を実施するため、平成 19 年 3 月に南あわじ市国民保護計画（以下「市計画」という。）を作成し、国民保護措置を推進してきた。

今回、市計画の作成以降に行われた国の「国民の保護に関する基本指針（H29.12）」、県の「兵庫県国民保護計画（H30.12）」及び市の「南あわじ市地域防災計画（H31.2）」の変更等に対応するとともに、より一層国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市計画の変更を行うべく、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 39 条により、南あわじ市国民保護協議会に同計画案について諮問を行うものである。

参考：国民保護に関する計画の体系



◎変更内容の概要

①国の定める「国民の保護に関する基本指針」及び「兵庫県国民保護計画」変更に伴うもの

- ・ 国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加及び国民保護に関する情報の交換や相互協力に努めることを追記（新旧表 p. 36）
- ・ 新たな警報伝達手段として、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」及び「緊急情報ネットワークシステム（E-m-N e t）」を追記（新旧表 p. 13, 36, 37）
- ・ 安否情報の収集・提供に総務省（消防庁）が運用する「安否情報システム」の利用を追記（新旧表 p. 13, 47）
- ・ 関係機関の名称変更（新旧表 pp. 4-5 ほか）

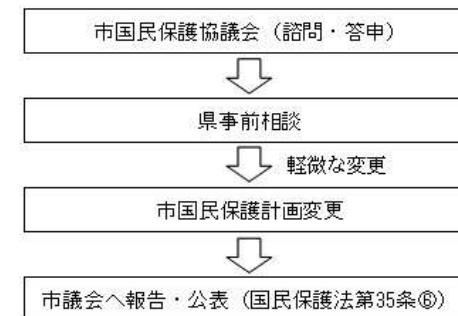
②市地域防災計画修正（平成 31 年 2 月）に伴う変更

- ・ 市国民保護対策本部の組織・機能について、市地域防災計画に定める災害対策本部体制と同様に、業務ベースの 27 の機能別の班体制に再編成し、対応業務の全体像を示すとともに、班毎に主管課を設定し、業務を明確化（新旧表 pp. 26-35）
- ・ 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、市地域防災計画に定める備蓄体制等を反映（新旧表 pp. 20-23）
- ・ 災害時要援護者に関する修正（新旧表 p. 3 ほか）

③統計数値の修正等

- ・ 平成 27 年国勢調査結果等を踏まえた数値の更新（新旧表 p. 7）

◎今後の変更事務スケジュール



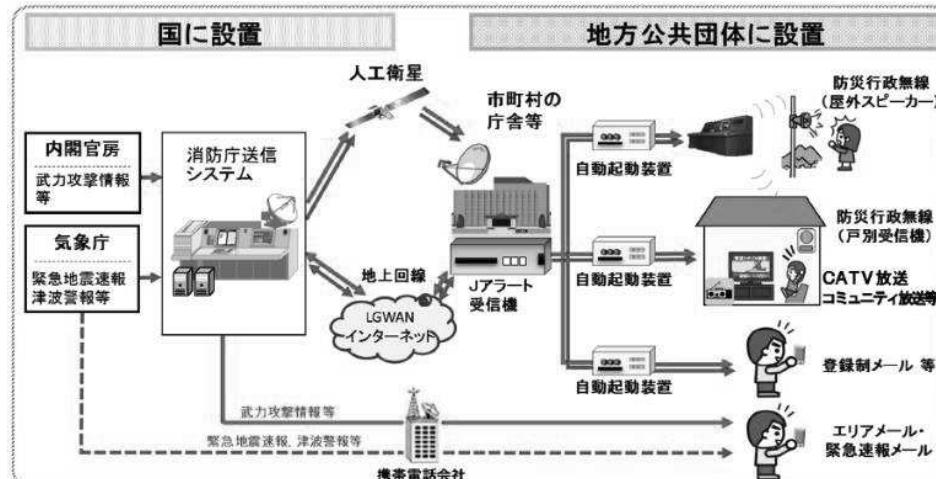
◎南あわじ市国民保護計画（令和元年度変更案）の構成

第1編 総論	第3編 武力攻撃事態への対処	第4編 復旧等
①市の責務、計画の位置づけ、構成等	①初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	①応急の復旧
②国民保護措置に関する基本方針	②市対策本部の設置等	②武力攻撃災害の復旧
③関係機関の事務又は業務の大綱	③関係機関相互連携	③国民保護措置に要した費用の支弁等
④市の地理的、社会的特徴	④警報及び避難の指示等	
⑤市保護計画が対象とする事態	⑤救援	
	⑥安否情報の収集・提供	
第2編 平素からの備えや予防	⑦武力攻撃災害への対処	
①組織・体制の整備等	⑧被災情報の収集・報告及び公表	
②避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	⑨保健衛生の確保その他の措置	
③物資及び資材の備蓄・整備	⑩市民生活の安定に関する措置	
④国民保護に関する啓発	⑪特殊標章等の交付及び管理	
		第5編 緊急対処事態への対処

《参考：各種システムについて》

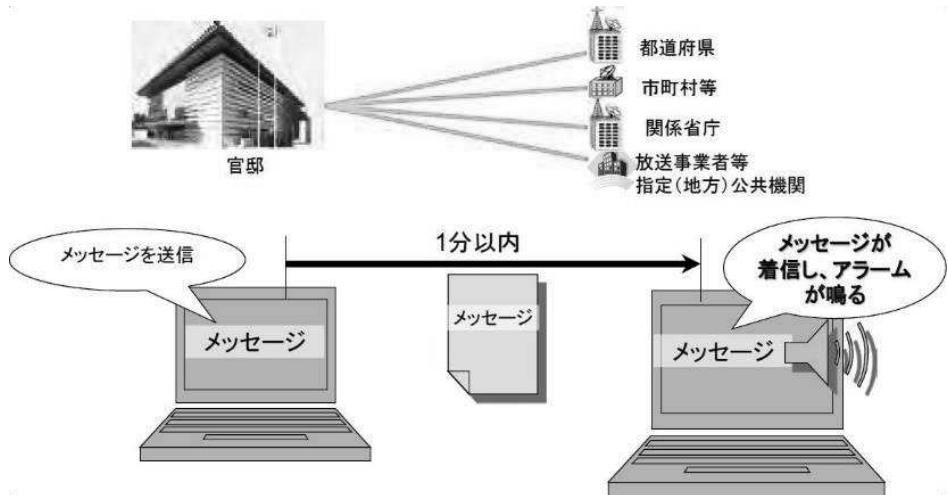
①「全国瞬時警報システム（Jアラート）」

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民までに瞬時に伝達するシステム



②「緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）」

官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム（伝達先は、自治体、指定行政機関、指定公共機関、警察本部、消防等）



③「安否情報システム」

国民保護法に規定される安否情報事務を行うためのものであり、安否情報に関する全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答するシステム

